

(総則)

第1条 この規程は、追手門学院大学学則（以下「学則」という。）に基づいて、追手門学院大学文学部規程において必要な事項を定める。

(学部・学科の目的)

第2条 文学部に、人文学科を置く。

2 人文学科は、日本文学・日本語・日本史・日本文化に関する学びを通して、高い理解力と思考力を身に付け、専門的知識を活用して思考・行動ができるとともに、創造的に問題解決を図り、新しい文化や時代を創出することができる人材を養成することを目的とする。

3 人文学科には、履修上の区分として、次の専攻を設ける。

日本文学専攻

歴史文化専攻

美学・建築文化専攻

4 前項の専攻に関し、必要事項は別に定める。

(定員)

第3条 本学部置く学科の学生定員は、次のとおりとする。

学科	入学定員	編入学定員	収容定員
人文学科	220名	5名	890名
計	220名	5名	890名

(学年及び学期)

第4条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年は、春学期と秋学期の2学期に分け、期間については別に定める。

(休業日)

第5条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 学院創立記念日（5月29日）

(4) 本学が定めた夏期、冬期及び春期休業日

2 前項第4号の休業期間は本学学年暦による。

3 学長は、休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

(授業科目及び履修方法)

第6条 授業科目は、共通教育科目、学科科目及び資格取得に関する科目に分ける。

2 共通教育科目は、ファウンデーション科目群、リベラルアーツ・サイエンス科目群、主体的学び科目群に区分する。

第7条 授業科目は、必修科目、選択科目及び自由科目に分ける。

2 自由科目は、必修科目及び選択科目（選択必修科目、選択科目）以外の科目であり、卒業要件単位とはならない科目である。

第8条 人文学科の卒業に必要な単位数は、次表のとおりとする。

学科	単位数
人文学科	124単位

第9条 文学部における授業科目及びその単位数は、別表Ⅰ及び学科共通履修細則に定める。

2 履修の詳細については、学科の履修細則による。

第10条 授業科目は、学部の定める履修方法に従って、所定の単位を修得しなければならない。なお、本学部における所定の単位数は次のとおりとする。

学科	授業科目	単位数
人文学科	共通教育科目	28単位以上
	学科科目	68単位以上

2 人文学科における学科科目及び単位数は、別表Ⅰのとおりとする。

第11条 人文学科における授業科目の履修については、次のとおりとする。

(イ) 外国人特別学生、外国人留学生及び帰国生徒のうち指定された者以外の学生

授業科目	履修区分	分類		卒業に必要な単位数			
学科科目	必修	専門基礎科目群	学科共通科目		6単位	68単位以上	124単位以上
			専門演習科目		12単位		
			専門研究科目		6単位		
	選択必修		専門基本科目		12単位以上	26単位以上	
	選択必修	専攻科目群	自専攻 専門基幹科目	10単位以上	自専攻から		
			自専攻 専門展開科目 (歴史文化専攻の者は選択したコースの展開科目4単位以上を含む)	16単位以上	26単位以上		

	選択		他専攻 専門基幹科目			
			他専攻 専門展開科目			
	選択	専門関連科目群	専門関連科目			
共通教	選択	ファウン	初年次科目			28単位
育科目	選択必修	デーショ ン科目群	外国言語 英語 科目	「総合英語1」 「総合英語2」 「Online English Seminar 1」 「Online English Seminar 2」 は必修とする	6単位以上	以上
	選択		ドイツ語 フランス語 中国語			
			体育科目			
	選択必修	リベラル アーツ・ サイエン ス科目群	リベラルアーツ・サイエン ス系科目 人文学系科目 社会科学系科目 自然科学系科目		8単位以上	
	選択	主体的学 び科目群	キャリア形成系科目 キャリア展開系科目			
			別に定める放送大学の科目を修得した場合及び別に 定める資格・検定試験で一定以上の成績を修めた場 合は最大4単位まで卒業に必要な単位として認める			
			大学コンソーシアム大阪単位互換協定により修得し た単位は最大4単位まで卒業に必要な単位として認 める			

(ロ) 外国人特別学生、外国人留学生及び帰国生徒のうち指定された者

授業科目	履修区分	分類		卒業に必要な単位数			
学科科目	必修	専門基礎科目群	学科共通科目		6単位	68単位以上	124単位以上
			専門演習科目		12単位		
			専門研究科目		6単位		
	選択必修	専門基本科目		12単位以上			
	選択必修	専攻科目群	自専攻 専門基幹科目	10単位以上	自専攻から26単位以上 (歴史文化専攻の者は選択したコースの展開科目4単位以上を含む)		
			自専攻 専門展開科目	16単位以上			
	選択		他専攻 専門基幹科目				
			他専攻 専門展開科目				
	選択	専門関連科目群	専門関連科目				
	共通教育科目	選択	ファウン	初年次科目			
選択必修		デーショ ン科目群	外国言語科目	日本語	4単位以上		
				英語			
				ドイツ語			
				フランス語			
				中国語			
体育科目							
選択必修		リベラル アーツ・サイエ ンス系科目群	リベラルアーツ・サイエ ンス系科目		8単位以上		
			人文学系科目				
			社会科学系科目				
			自然科学系科目				
選択		主体的学	キャリア形成系科目				
必修		び科目群			「日本事情1」	4単位	「日本事情2」は

			必修とする		
	選択		キャリア展開系科目		
			別に定める放送大学の科目を修得した場合及び別に定める資格・検定試験で一定以上の成績を修めた場合は最大4単位まで卒業に必要な単位として認める		
			大学コンソーシアム大阪単位互換協定により修得した単位は最大4単位まで卒業に必要な単位として認める		

(教職課程)

第12条 卒業後、中学校並びに高等学校の教員免許状を得ようとする者のために教職課程を置く。

2 教職課程の履修方法は、別に定める。

(学芸員及び社会教育主事の資格取得)

第13条 卒業後、学芸員及び社会教育主事の資格を得ようとする者のために、これに必要な科目を設ける。

2 学芸員及び社会教育主事資格取得のための履修方法は、別に定める。

(単位及び授業の方法)

第14条 各授業科目の単位は、1単位の授業科目には45時間の学修を要することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業科目による教育効果及び授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で行われる授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で行われる授業をもって1単位とする。
- (3) 1の授業について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して定められた時間の授業をもって1単位とする。
- (4) 前3号の規定にかかわらず、卒業研究については、6単位とする。

2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

3 前項に規定する授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用し、当該授業を行う教室以外の場所（外国を含む）において履修させることがある。

4 前項の規定により修得した単位数は、合わせて60単位を超えない範囲で卒業に要する単位に算入することができる。

5 第3項の規定により実施する授業科目については、学期ごとに別に定める。

6 本学部は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第2項に規定する授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所（外国を含む）で行うことができる。

第15条 その年度に開講する授業科目は、毎学年始めに発表する。

第16条 各授業科目の授業は、10週又は15週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りでない。

(履修の制限)

第17条 各学期において履修できる単位数の制限は、別に定める。

(履修の届出)

第18条 学生は、各学期の履修において、所定の期間に履修登録手続きを行わなければならない。なお、履修手続きについては、別に定める。

- 2 履修登録手続きをしない者は、当該科目の授業及び試験を受けることができない。
- 3 他学部学生が、本学部の授業を履修しようとするときは、学部長の許可を得なければならない。他学部学生の履修の届出に関しては、別に定める。

(科目修了の認定)

第19条 科目修了の認定は、試験によるほか、平素の成績を総合的に評価して行う。

- 2 成績評点は、100点を満点とし、60点以上を合格とする。
- 3 合格を得た科目に対しては、所定の単位を与える。

第20条 各科目とも出席すべき授業時数の3分の1以上欠席した者は、原則として科目修了の認定を受けることができない。

第21条 科目修了の認定を得た科目は、再度履修することができない。

(卒業及び学位)

第22条 本大学に4年以上在学し、所定の課程を修めた者をもって、卒業したものとする。

- 2 本大学を卒業した者には、次のとおり学位を授与する。

文学部

人文学科 学士（文学）

(入学)

第23条 入学の時期は、毎学年の始めとする。ただし、再入学については、学期の始めとすることができる。

第24条 入学志願者に対して、検定を行い選抜する。なお、検定の方法は、別に定める。

- 2 入学は、学部会議の意見を聴き学長が決定する。

第25条 入学を希望する者は、学科を指定しなければならない。

第26条 所定の期日までに定められた入学手続きを履行しない者は、入学の許可を取り消す。

(編入学又は他大学からの転学)

第27条 本大学の第3年次へ編入学又は他の大学からの転学は、選考の上、これを許可することがある。

- 2 前項の取り扱いについては、別にこれを定める。

第28条 前条により編入学又は転学を許可された者は、修業年限は2年とし、在学年限は4年を超えることができない。

(転学部及び転学科)

第29条 本大学の他学部への転学部及び他学科への転学科は、欠員がある場合に限り、選考の上、第2年次又は第3年次の始めにおいて許可することがある。

(休学)

第30条 病気その他やむを得ない理由で修学できない場合は、保証人連署の上、休学願を学部長に提出し、その許可を得てその学期又はその年度を休学することができる。ただし、病気の場合は、医師の診断書を添えなければならない。

- 2 休学の期間は、引き続き2年を超えることができない。
- 3 休学の期間は、通算して3年を超えることができない。
- 4 休学の期間は、在学年数に算入しない。

第31条 休学の理由が消滅し、復学しようとするときは、復学願を学部長に提出し、その承認を得なければならない。

第32条 休学中は、授業料その他の学費を減免する。

- 2 前項により減免する授業料その他の学費及びその額は、別にこれを定める。

(退学)

第33条 退学しようとする者は、その事由を具して保証人連署の上、学長に願い出て許可を受けなければならない。

第34条 前条により退学した者又は除籍された者が同一の学科に再入学を願い出たときは、退学又は除籍後2年以内に限り、選考の上、許可することがある。ただし、学則第66条第1号の規定により除籍された者は、再入学を許可しない。

(他大学への入学及び転学)

第35条 他大学へ入学又は転学を志望するときは、学長の許可を受けなければならない。

(委託生)

第36条 学校、官庁その他公共団体から特定の授業科目を指定して修学を委託されたときは、選考の上、委託生として入学を許可することがある。

(科目等履修生)

第37条 本大学の学生以外の者で、特定の授業科目を指定して履修を願い出る者があるときは、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

(聴講生)

第38条 本大学の学生以外の者で、特定の授業科目を指定して聴講を願い出る者があるときは、選考の上、聴講生として入学を許可することがある。

(委託生、科目等履修生及び聴講生の入学資格)

第39条 委託生、科目等履修生及び聴講生の入学資格は、学則第29条の定めるところによる。

(研究生)

第40条 本学部において研究を希望する者があるときは、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

(外国人特別学生)

第41条 外国人で、学則第29条に定める資格を有する者が、学則第30条によらないで、本邦所在の外国公館の推薦により出願するときは、選考の上、外国人特別学生として入学を許可することがある。

第42条 委託生、科目等履修生、聴講生、研究生及び外国人特別学生に関する規則は、学則及び本規程に定めるもののほか、別に定める。

(入学金及び授業料等)

第43条 本大学に入学を許可された者は、入学金及び所定の学費を納付しなければならない。

第44条 学生は、授業料その他所定の学費を納付しなければならない。

第45条 委託生は研修指導費、科目等履修生は履修料、聴講生は聴講料、研究生は研究指導費を納付しなければならない。

第46条 入学金、授業料、教育充実費、研修指導費、履修料、聴講料、研究指導費の金額及び徴収については、別にこれを定める。

第47条 既納の入学金、授業料その他の学費、研修指導費、履修料、聴講料、審査料及び研究指導費は、いかなる事情があっても返付しない。

第48条 本大学に入学を許可された者が入学時に指定の期日までに入学辞退を申し出た場合は、前条の規定にかかわらず、その請求により授業料その他の学費を返付する。

(委員会)

第49条 本学部に必要な応じ各種委員会を置く。

2 各種委員会に関する規程は、別に定める。

(賞罰)

第50条 学生で特に他の学生の模範とすべき行為のあったときは、表彰することがある。

第51条 学生で本大学の規則若しくは命令に違背し、又は学生の本分に反する行為があったときは、その軽重に従ってこれを懲戒する。懲戒処分の手続については別に定める。

2 懲戒は、戒告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者について行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 本大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第52条 学生で学力劣等にして成業の見込みがないと認められる者又は正当の理由がなく出席が常でない者は、学部会議の議を経て、これを退学させる。

(除籍)

第53条 学生で次の各号の一に該当する者は、これを除籍する。

(1) 在学8年を超える者

(2) 休学期間が通算3年を超える者

(3) 疾病その他の事故により成業の見込みがないと認められる者

(4) 授業料その他学費を督促しても納付しない者

(5) 在留資格がない者

(その他)

第54条 学則及びこの規程に定めのない事項については、学部会議がこれを定める。

附 則

この規程は、2022年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2023年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2023年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2023年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2024年4月1日から施行する。

別表Ⅰ（第9条関係）

人文学科 開講科目表

履修 区分	分野		授業科目	単位数			配当年次				教職 ※1	備考
				必 修	選 択 必 修	選 択	1	2	3	4		
必修	専門 基礎 科目 群	学科共通科目	新入生演習	2			○	○	○	○		6単位
			日本学入門	2			○	○	○	○		
			人文学演習	2			○	○	○	○		
		専門演習科目	文献講読	2				○	○	○		12単位
			専門演習1	2				○	○	○		
			専門演習2	2					○	○		
			専門演習3	2					○	○		
			専門演習4	2						○		
			専門演習5	2						○		
		専門研究科目	卒業研究	6						○		6単位
選択 必修		専門基本科目	日本文学概論1		2		○	○	○	○	科	12単位以上
			日本文学概論2		2		○	○	○	○	科	
			古典基礎1		2		○	○	○	○	科	
			古典基礎2		2		○	○	○	○	科	
			日本語学概論1		2		○	○	○	○	科	
			日本語学概論2		2		○	○	○	○	科	
			日本史概論		2		○	○	○	○	科	
			グローバル化と日本		2		○	○	○	○		
			文化人類学		2		○	○	○	○		
			日本文化論		2		○	○	○	○		
			美学概論		2		○	○	○	○		
			日本美術史概論		2		○	○	○	○		
			建築文化入門		2		○	○	○	○		
			くずし字		2		○	○	○	○		
			博物館入門		2		○	○	○	○		
			人文学情報検索法		2		○	○	○	○		

自専 攻 選択 必修 ／他 専攻 選択	専攻 科目 群	日本 文学 専攻 科目	日本文学専 攻 専門基 幹科目	日本文学1（古典）	2			○	○	○		自専攻から26 単位以上 日本文学専攻 の者は日本文 学専攻専門基 幹科目より10 単位以上修得 すること		
				日本文学2（近現代）	2			○	○	○				
				日本文学3（超域）	2			○	○	○				
				日本文学4（漢文1）	2			○	○	○	科			
				日本文学5（漢文2）	2			○	○	○	科			
				日本文学史1（古典）	2			○	○	○	科			
				日本文学史2（近現代）	2			○	○	○	科			
				日本語学1（音声・音韻）	2			○	○	○	科			
				日本語学2（文法）	2			○	○	○	科			
				日本語史	2			○	○	○	科			
		日本文学専 攻 専門展 開科目	批評理論 日本の芸能と文学 大阪・京都の文学 アジアの文学 文学作品研究 日本語の方言 日本芸能史 芸能研究 近代演劇論 シナリオ論 アニメ・漫画文化論 日本文学特殊講義1（古 典） 日本文学特殊講義2（近 現代） 日本文学特殊講義3（超 域） 書道1 書道2	批評理論	2				○	○		日本文学専攻 の者は日本文 学専攻専門展 開科目より16 単位以上修得 すること		
				日本の芸能と文学	2				○	○	○		科	
				大阪・京都の文学	2					○	○			
				アジアの文学	2					○	○			
				文学作品研究	2					○	○			
				日本語の方言	2				○	○	○			
				日本芸能史	2				○	○	○			
				芸能研究	2					○	○			
				近代演劇論	2					○	○			
				シナリオ論	2					○	○			
				アニメ・漫画文化論	2					○	○			
				日本文学特殊講義1（古 典）	2					○	○			
				日本文学特殊講義2（近 現代）	2					○	○			
				日本文学特殊講義3（超 域）	2					○	○			
				書道1	2					○	○		○	科
				書道2	2					○	○		○	科
		歴史 文化 専攻 科目	歴史文化専 攻 専門基 幹科目	日本古代史	2				○	○	○	科	歴史文化専攻 の者は歴史文 化専攻専門基 幹科目より10	
				日本中世史 ※2	2				○	○	○	科		
				日本近世史 ※2	2				○	○	○	科		
				日本近現代史	2				○	○	○	科		

				西洋史概説1 ※2	2			○	○	○	科	単位以上修得 すること
				西洋史概説2 ※2	2			○	○	○	科	
				東洋史概説1	2			○	○	○	科	
				東洋史概説2	2			○	○	○	科	
				日本文化史1 ※2	2			○	○	○		
				日本文化史2 ※2	2			○	○	○		
				西洋文化史1 ※2	2			○	○	○		
				西洋文化史2 ※2	2			○	○	○		
				日本文化遺産論 ※2	2			○	○	○		
歴史 文化 専攻 専門 展開 科目	日本史	古文書学 学コー ス 専 門展開 科目	日本史 学コー ス 専 門展開 科目	古文書学	2			○	○	○		歴史文化専攻 の者は歴史文 化専攻専門展 開科目より16 単位以上修得 すること(選択 したコースの 展開科目4単 位以上を含む)
				日本史料学	2				○	○	科	
				史料演習	2				○	○	科	
				日本宗教・思想史	2				○	○	科	
				畿内・上方文化論	2				○	○		
				日本史特殊講義1	2				○	○	科	
				日本史特殊講義2	2				○	○	科	
				日本文化フィールドワ ーク ※2	2				○	○		
				日本文化特殊講義1 ※2	2				○	○		
				日本文化特殊講義2 ※2	2				○	○		
	文化・ 地理学 コース 専門展 開科目	グローバルヒストリー アジア文化論 大阪学 メディア文化論 ポップカルチャー論 生活文化史 ※2 都市景観論 ※2 地誌学1 地誌学2 人文地理学概説1 人文地理学概説2	グローバルヒストリー アジア文化論 大阪学 メディア文化論 ポップカルチャー論 生活文化史 ※2 都市景観論 ※2 地誌学1 地誌学2 人文地理学概説1 人文地理学概説2	グローバルヒストリー	2				○	○	科	
				アジア文化論	2				○	○		
				大阪学	2				○	○		
				メディア文化論	2				○	○	○	
				ポップカルチャー論	2				○	○	○	
				生活文化史 ※2	2				○	○		
				都市景観論 ※2	2				○	○		
				地誌学1	2				○	○	○	科
				地誌学2	2				○	○	○	科
				人文地理学概説1	2				○	○	○	科
				人文地理学概説2	2				○	○	○	科

			自然地理学概説1	2			○	○	○	科	
			自然地理学概説2	2			○	○	○	科	
美 学・建 築文 化専 攻科 目	美学・建築文 化専攻 専 門基幹科目		日本中世史 ※2	2			○	○	○	科	美学・建築文化 専攻の者は美 学・建築文化専 攻専門基幹科 目より10単位 以上修得する こと
			日本近世史 ※2	2			○	○	○	科	
			西洋史概説1 ※2	2			○	○	○	科	
			西洋史概説2 ※2	2			○	○	○	科	
			日本文化史1 ※2	2			○	○	○		
			日本文化史2 ※2	2			○	○	○		
			西洋文化史1 ※2	2			○	○	○		
			西洋文化史2 ※2	2			○	○	○		
			日本文化遺産論 ※2	2			○	○	○		
	美学・建築文 化専攻 専 門展開科目		デザイン文化論	2			○	○	○	○	美学・建築文化 専攻の者は美 学・建築文化専 攻専門展開科 目より16単位 以上修得する こと
			建築文化設計1	3			○	○	○		
			建築文化設計2	3			○	○	○		
			都市文化史	2			○	○	○		
			生活文化史 ※2	2				○	○		
			都市景観論 ※2	2				○	○		
			居住空間史	2			○	○	○	○	
			住宅構法論	2			○	○	○	○	
			日本建築史	2				○	○	○	
			西洋建築史	2				○	○	○	
			近代建築史	2					○	○	
			建築文化計画	2					○	○	
			建築の環境1	2				○	○	○	
			建築の環境2	2					○	○	
			日本文化フィールドワ ーク ※2	2					○	○	
			日本文化特殊講義1 ※2	2					○	○	
			日本文化特殊講義2 ※2	2					○	○	
選択	専門 関連	専門関連科目	日本語教育入門		2			○	○	○	
			日本語教授法		2			○	○	○	

科目 群	日本語教育演習		2		○	○	○	
	日本語教育実習		1			○	○	
	国語科教育論1		2		○	○	○	科
	国語科教育論2		2		○	○	○	科
	国語科教育論3		2			○	○	科
	国語科教育論4		2			○	○	科
	電子出版		2		○	○	○	
	第二言語習得		2		○	○	○	
	言語と心理		2		○	○	○	
	博物館概論		2	○	○	○	○	
	博物館経営論		2	○	○	○	○	
	博物館資料論		2	○	○	○	○	
	博物館資料保存論		2	○	○	○	○	
	博物館展示論		2	○	○	○	○	
	博物館教育論		2	○	○	○	○	
	博物館情報・メディア論		2	○	○	○	○	
	コンピュータデザイン		2		○	○	○	
	博物館実習		3			○	○	
	製図基礎		2	○	○	○	○	
	建築の構造1		2	○	○	○	○	
	建築の構造2		2		○	○	○	
	建築文化論1		2		○	○	○	
	建築文化論2		2			○	○	
	建築文化論3		2			○	○	
	建築文化論4		2			○	○	
	法律学概論1		2		○	○	○	科
	法律学概論2		2		○	○	○	科
	社会学概論1		2		○	○	○	科
	社会学概論2		2		○	○	○	科
	哲学概論1		2		○	○	○	科
	哲学概論2		2		○	○	○	科
	倫理学概論1		2		○	○	○	科
	倫理学概論2		2		○	○	○	科

		社会科教育論1（地理歴史分野）	2	○	○	○	科	
		社会科教育論2（公民分野）	2	○	○	○	科	
		社会科・地理歴史科教育論	2	○	○	○	科	
		社会科・公民科教育論	2	○	○	○	科	
		社会教育概論1	2	○	○	○	独	
		社会教育概論2	2	○	○	○	独	
		国際コミュニケーション論	4	○	○	○		大学が認めた 留学生専用科目
		国際事情	4	○	○	○		
		国際特別演習	4	○	○	○		
		国際表現演習	4	○	○	○		

※1 教職課程に関する科目であり、「職」は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」、「独」は「大学が独自に設定する科目」、「科」は「教科及び教科の指導法に関する科目」である。

※2 歴史文化専攻及び美学・建築文化専攻の、専門基幹科目又は専門展開科目である。歴史文化専攻生が履修・修得した場合は、歴史文化専攻の専門基幹科目又は専門展開科目の、美学・建築文化専攻生が履修・修得した場合は、美学・建築文化専攻の専門基幹科目又は専門展開科目とする。なお、日本文学専攻生が履修・修得した場合は、他専攻の専門基幹科目又は専門展開科目とする。